

令和2年4月18日(土)

生徒・保護者・職員の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
秀光中等教育学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第16報】

－ 臨時休業期間中における対応について －

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

政府の緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受けて、4月15日(水)にお伝えした「新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第15報】－臨時休業期間の延長について－」の一部を下記のとおり変更いたします。

なお、今後の感染拡大の状況により行政機関等から新たな要請を受けた場合、本学園は新たな対応をとることがあります。

つきましては、ご家庭でのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【変更内容は太字下線】

- ① 秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業の期間を4月13日(月)から5月10日(日)までとする。
- ② 4月13日(月)から5月10日(日)の期間中における学習課題の連絡はClassiにて行い、諸連絡はClassi、本学園ホームページにて行う。緊急連絡はClassi、本学園ホームページ、緊急メールにて行う。
- ③ 4月20日(月)から5月10日(日)の期間、最終学年で次年度以降のカリキュラム調整が困難な第3年次在籍生徒については補習を行う予定だったが、登校禁止に変更する。
- ④ 引き続き、各コースにおいては第3年次在籍生徒を中心にオンラインでのHR・授業およびClassi・郵送を活用した学習課題を配布する。そのため生徒は自室を教室と捉え、通常の時程を参考に自宅学習を行うよう心がける。また、単位・卒業・修了認定の一助として、家庭学習の記録・学習内容を確実に記録として残すようにする。
- ⑤ 部活動は5月11日(月)から再開できる。ただし、感染拡大警戒地域および感染確認地域から宮城県内に戻ってきた生徒は5月24日(日)まで学園指定の施設で係留措置を実施するとともに、部活動禁止とする。
- ⑥ 5月12・13・14日(火・水・木)に第2・3年次在籍生徒の健康診断を行う。
- ⑦ 教職員は、各コース2名の日直が4月20日(月)に勤務するが、4月21日(火)から4月24日(金)までは自宅でのテレワーク勤務のみとし、日直はおかない。自宅でのテレワーク勤務中においては、午前9時および午後5時に教職員打合せをオンライン会議(Teams)で必ず行う。加えて、当日の校務内容を勤務動態シートに必ず記載し、管理職に報告する。また、教職員は4月29日(水)、5月4～10日(月～日)を休日および指定年休(7・8日)とする。
- ⑧ 法人職員は、4月20日(月)から4月24日(金)までをローテーション勤務とする。
- ⑨ 上記⑦および⑧の勤務形態により、担当職員への電話連絡が困難になることがある。ただし、生徒はClassi内で教職員に対して個別に連絡・相談を行うことができる。

以上